

令和8年第1回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料4

（追加発送議案）

		ページ
1	退職手当に係る「公務員歴の通算規定」の見直しについて 総務部 【第28号議案関係】	2
2	北大阪急行線延伸整備事業（継続費）に伴う補正予算について みどりまちづくり部 【第30号議案関係】	3

退職手当に係る「公務員歴の通算規定」の見直しについて

総務部 人事室

- ◆ 本市退職手当の通算規定は、国準則に従い、国や他の地方公共団体から本市職員に採用となった場合について、採用前の前歴期間を、本市在職期間に通算しています。
- ◆ 職員退職手当条例を改正し、「公務員歴の通算」は、本市の業務の必要上、任命権者間の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により本市職員となった場合に限定するように見直します。

1 条例改正の概要

- ・ 本市の退職手当制度では、国や他の地方公共団体から採用された場合、その前歴期間を通算できる仕組みとしています。本来、計画的な人事交流を想定した制度ですが、それ以外の一般の採用(自己都合等)においても条例上適用することになっています。
- ・ 今回の改正では、国や他の地方公共団体からの割愛採用など、本市の業務上必要な「計画的な人事交流」の場合に限定して、前歴通算制度を適用するように見直します。

退職手当の通算規定の見直し内容	
改正前	国や他の地方公共団体の職員が、1日も空けずに引き続き本市の職員として採用された場合、前歴期間を全て通算して退職手当を支給する。
改正後	令和9年4月1日以降の採用者から、通算制度を適用できる職員を「任命権者間の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により採用された場合」に限定する。

2 改正する条例

- ・ 箕面市職員退職手当条例

3 実施時期

- ・ 令和9年4月1日施行
- ・ 経過措置として、令和9年3月31日時点で在職している職員については、従前の規定を適用します。

北大阪急行線延伸整備事業（継続費）に伴う 補正予算について

みどりまちづくり部 道路整備室

北大阪急行線延伸整備事業(継続費)については、道路復旧工事の埋め戻し作業完了後の沿道地権者との補償内容の確定や、箕面船場阪大前駅部における漏水対策に時間を要したことから、事業期間を令和8年度まで延長します。

1 補正予算概要

【事業期間】

<補正前>平成26年度～令和7年度

<補正後>平成26年度～令和8年度

2 スケジュール

	令和7年度												令和8年度								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
道路復旧工事	道路復旧工事																				
沿道補償			調査					調査													
				補償内容協議																	
													補償工事								
駅漏水対策工事								漏水調査					漏水対策工事								

